

令和 7 年第 10 回教育委員会議事録

令和 7 年 5 月 28 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 7 年 5 月 28 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 05 分

場 所 教育委員会室

出席 委員 教育長 渋谷 正宏 員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 員 前田 小百合

委員 大川 康徳

出席説明員 事務局次長 井上 純良 校長 教員 高山 靖

生涯学習担当部長 武井 浩司 庶務課長 近藤 高成

学校ICT担当課長 松下 征弘 教育人事・指導課長 松尾 了

教育人事・指導課
統括指導主事 柿添 剛広 特別支援教育課長 有坂 直子
就学前教育
支援センター所長

学校整備課長 安川 卓弘 学校整備担当課長 花岡 純子

学校支援課長 中曾根 聰 生涯学習推進課長 牛山 進一郎

済美教育センター所長 古林 香苗 済美教育センター
統括指導主事 清水 里恵

済美教育センター
統括指導主事 齊藤 敦 済美教育センター
教育相談担当課長 岡部 洋右

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 倉岡 直哉 法規担当係長 荒川 正良

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 2名

会議に付した事件

議案

議案第 50 号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 51 号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 52 号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 53 号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第 54 号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

議案第 55 号 杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について

議案第 56 号 杉並区社会教育委員の委嘱について

議案第 57 号 杉並区立図書館協議会委員の委嘱について

報告事項

- (1) 「杉並区いじめの重大事態の調査結果公表に関するガイドライン」の策定について
- (2) 杉並区立中学校における重大事態の調査結果について
- (3) 杉並区立中学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けた杉並区教育委員会及び杉並区立学校の取組について
- (4) 区立学校における ICT 推進に関する取組について
- (5) 令和 6 年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について
- (6) 校庭の安全対策に係る調査結果及び今後の対応について
- (7) 学校運営協議会委員の任命について
- (8) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (9) 谷川俊太郎邸関係資料調査について

目次

議案

議案第 50 号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第 51 号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第 52 号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第 53 号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第 54 号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	4
議案第 55 号	杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について	6
議案第 56 号	杉並区社会教育委員の委嘱について	6
議案第 57 号	杉並区立図書館協議会委員の委嘱について	7

報告事項

(1)	「杉並区いじめの重大事態の調査結果公表に関するガイドライン」の策定について	8
(2)	杉並区立中学校における重大事態の調査結果について	16
(3)	杉並区立中学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けた杉並区教育委員会及び杉並区立学校の取組について	16
(4)	区立学校における ICT 推進に関する取組について	27
(5)	令和 6 年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について	33
(6)	校庭の安全対策に係る調査結果及び今後の対応について	40
(7)	学校運営協議会委員の任命について	42
(8)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	42
(9)	谷川俊太郎邸関係資料調査について	43

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第10回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくお願ひをいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案8件、報告事項9件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、刑法の一部改正に伴う規定整備として、関連がございますので、次に申し上げます5議案を一括して上程させていただきます。

日程第1、議案第50号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第51号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第52号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第53号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第54号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」、以上5議案につきまして、私からご説明を申し上げます。

この度、刑法の一部が改正されまして、懲役及び禁錮、これは従前使っていた言葉でございますが、こちらを廃止して、これらに代わるものとして「拘禁刑」が創設され、改善更生を図るために必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができることなどとされたところでございます。この改正刑法が令和7年6月1日に施行することに伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、これらの規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第50号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の改正内容をご説明いたします。

議案の最後に添付しております「新旧対照表」をご覧ください。第29条の「リフレッシュ休暇」の規定のうち、第3項第1号において

「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、議案第 51 号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の改正内容ですが、議案の最後に添付しております「新旧対照表」をご覧ください。第 33 条の「長期勤続休暇」の規定のうち、第 3 項第 1 号において「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、議案第 52 号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」ですが、議案の最初のページから 2 ページをお読みいただきますと、資料として改正後の別記様式第 3 号「処分説明書」がございます。教育委員会が期末手当の一時差止処分を行う場合は、幼稚園教育職員の給与に関する条例第 29 条第 5 項の規定に基づきまして、当該一時差止処分が取り消される場合等を記載した処分説明書を交付しなければならないこととされてございますが、この様式に記載の文言のうち「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次の議案第 53 号の区費負担の教育職員に関する規則につきましても、幼稚園教育職員と同様に様式の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 54 号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」の改正内容をご説明いたします。議案の最後に添付してございます「新旧対照表」をご覧ください。第 3 条の「欠格条項」の規定のうち、第 1 号において「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、いずれの議案につきましても施行期日を改正刑法の施行期日と同様に、令和 7 年 6 月 1 日としてございます。

なお、議案第 50 号から第 53 号につきましては、あらかじめ人事委員会の承認を得てございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採択を行うことについて、異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第 50 号から第 54 号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 50 号から第 54 号までにつきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 6、議案第 55 号「杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱について」を上程いたします。生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 それでは、議案第 55 号、杉並区立郷土博物館運営協議会委員の委嘱につきましてご説明いたします。

本議案は、杉並区立郷土博物館条例に基づき、委員の任期満了に伴い、新たに杉並区立郷土博物館運営協議会委員を委嘱するものでございます。

参考資料をご覧ください。それぞれの区分、氏名、所属・役職等、住所、任期、分野等について記載しております。

今回の新規の委嘱は、学校教育及び社会教育の関係者として、青少年協議会から推薦いただきました、小学校は日吉朋子委員、中学校は毒島さつき委員と、町会からは石黒晴一委員の 3 名となっております。

なお、任期は令和 7 年 6 月 10 日から令和 9 年 6 月 9 日となっております。石黒晴一委員のみが令和 7 年 6 月 24 日からとなっておりますが、これは 10 年前の委嘱時、所属団体からの推薦が遅れたもので生じたものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 55 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 55 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 7、議案第 56 号「杉並区社会教育委員の

委嘱について」を上程いたします。引き続き、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 それでは、議案第 56 号、杉並区社会教育委員の委嘱につきまして、ご説明いたします。

本議案は、杉並区社会教育委員の設置に関する条例に基づき、委員の任期満了に伴いまして、新たに社会教育委員を委嘱するものです。

参考資料をご覧ください。それぞれの区分、氏名、所属・役職等、住所、任期、分野等について記載しております。

今回、新規の委員は、学校教育及び社会教育の関係者として、青少年協議会から推薦いただきました、小学校は大橋ゆかり委員、中学校は奥山美奈子委員と、公募による社会教育関係者として、加藤俊也委員、齊藤志野歩委員、宮田慧委員と、学識経験者として佐藤真澄委員の 6 名となっております。

任期は令和 7 年 6 月 10 日から令和 9 年 6 月 9 日までとなっております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 採決を行います。議案第 56 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 56 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 8、議案第 57 号「杉並区立図書館協議会委員の委嘱について」を上程いたします。中央図書館長からご説明申し上げます。

中央図書館長 中央図書館長でございます。議案第 57 号についてご説明いたします。

現在の第 21 期杉並区立図書館協議会委員の任期は、令和 7 年 6 月 9 日及び令和 7 年 6 月 23 日に満了いたします。このため、鈴木知徳さんほか 12 名を新たな第 22 期の図書館協議会委員として委嘱する必要が

ございますので、この度お諮りするものでございます。

なお、委員 13 名のうち、前期からの継続が 10 名、今期から新たに参加される方が 3 名でございます。各候補者の氏名、所属・役職等は、議案の最後についております参考資料をご覧ください。

候補者につきましては、杉並区立図書館条例第 7 条に規定された資格条件に基づきまして、学校教育及び社会教育の関係者 6 名、家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 名、学識経験者 3 名、そして公募による区民 3 名でございます。ちなみに、今回新たに参加される 3 名は、名簿 5 番目の三浦太郎さん、7 番目の増田由巳子さん、10 番目の児玉闇さんです。

次に、第 22 期図書館協議会委員の任期でございますが、令和 7 年 6 月 10 日から令和 9 年 6 月 9 日までの 2 年間の方が 12 名、杉並区社会教育委員の荻上健太郎さんのみ、10 年前の委員委嘱日の関係で令和 7 年 6 月 24 日から令和 9 年 6 月 23 日までの 2 年間となってございます。

説明は以上になります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくお願ひいたします。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

よろしいですか。

それでは、教育長、採決をお願いいたします。

教育長 採決を行います。議案第 57 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 57 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「『杉並区いじめの重大事態の調査結果公表に関するガイドライン』の策定について」、私からご説明を申し上げます。資料をご覧いただければと思います。

杉並区では、令和 5 年度及び令和 6 年度にいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態が複数発生したことから、杉並区いじめ問題対策委員会において再発防止等を目的とした調査を実施してきて

ございます。

このいじめ重大事態の調査に関して、文科省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」では、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案した上で、特段の支障がない場合、調査結果を公表することが望ましいとされてございます。

調査結果の公表に関しては、文科省ガイドラインにおきまして、公表方法や留意事項等が示されてございますけれども、教育委員会として調査結果を公表することの意義・目的や具体的な公表方法などを明確に示すため、「杉並区いじめの重大事態の調査結果公表に関するガイドライン」を策定したところでございます。

それでは、資料のガイドラインをご覧いただければと思います。

まず、「はじめに」でございますが、この「区ガイドライン」は、文科省の「いじめの重大事態の調査結果に関するガイドライン」を踏まえた上で、調査結果の公表に関する杉並区教育委員会の方針を明らかにするものでございます。

2番でございます。「調査結果を公表することの意義・目的等」でございますが、(1)の「公表することの根拠」は、いじめ防止対策推進法においては規定されてございませんけれども、文科省ガイドラインにおいて公表することが望ましいとされてございます。

(2)の「公表することの意義・目的」ですが、本文中段をご覧いただければと思いますが、重大事態の調査結果は、当該重大事態の当事者である児童生徒やその保護者、教職員等に提供するとともに、その結果を踏まえて、重大事態への対処及び再発の防止に取り組むこととしているところでございます。

2ページ目をご覧いただければと思います。

これらを踏まえまして、教育委員会においては、調査結果を公表することの意義・目的について、以下のとおり整理をいたします。①当該重大事態に対する憶測や誤解を生まないようにするとともに、地域社会全体でいじめの問題について考える契機とする。②教育委員会及び区立学校が、調査結果を真摯に受け止め、当該重大事態に係る対応を省みた上で、日常の教育活動やいじめの防止等のための対策を見直し、児童生徒の健全な育成につなげる契機とする。③学校での出来事として、学校や

関係当事者のみで情報を共有するのではなく、調査結果を公表し、より開かれた学校づくりを推進することにより、学校、家庭、地域住民等が協力していじめの防止等のための対策に取り組む契機とする。④調査結果を公表し、第三者がその内容を確認できるようにすることにより、杉並区いじめ問題対策委員会による調査結果の公平性・中立性を担保する、ということで整理をさせていただきました。

3番「調査結果を公表することにより生じうる課題」、(1)の「調査の実施に対する影響」でございます。

重大事態の調査は、「関係者の任意の協力を前提とした調査」であることが示されてございます。調査の実施に当たっては、関係者の心理的負担を軽減し、調査への協力が得られるよう、十分に配慮する必要があります。

調査結果を全て公表することとした場合には、以下のような事態が想定され、結果として調査実施に重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

①調査対象者が調査の過程で提供した資料の内容や自身が発言した内容が明らかになることを懸念し、調査への協力を忌避し、または十分な情報を提供することができなくなるおそれがある。②関係機関が当該重大事態の関係当事者との関係性や自らの事業執行への影響を懸念し、十分な情報を提供することができなくなるおそれがある。

(2)「調査結果を公表することによる関係当事者に対する影響」です。

近年、重大事態の発生件数が大幅に増加しているなどの事情もあり、いじめの問題に対してはこれまで以上に高い関心が寄せられております。

また、幅広い世代にインターネットやSNSが急速に普及したことにより、時には事実に基づかない情報が広く拡散されるなどの問題が生じています。

こうした社会状況に鑑みると、調査結果を全て公表することとした場合には関係当事者への以下のようない影響が懸念されます。

①区立学校に在籍する児童生徒や保護者、地域住民等が調査結果に含まれる情報を知ることにより、関係当事者が特定され、更には関係当事者の内心や日頃の人間関係などを知られることになり、学校や地域における日常生活に支障が生ずるおそれがある。②人間関係の詳細や争いの状況が明らかになることにより、関係当事者と周囲の児童生徒や保護者

等との関係性に影響が生じ、いじめを受けた児童生徒の立ち直りやいじめを行った児童生徒の反省、関係当事者間の関係修復等に支障が生じるなど、児童生徒の健全な成長が阻害されるおそれがある。③背景に関係当事者の病気や特性、家庭関係が密接に関係しており、これらの情報が調査報告書にも記載されている場合、関係当事者のプライバシーが侵害されることになるおそれがある。④公表した調査結果がインターネット上で拡散され、興味本位の書き込みや誹謗中傷等による重大な人権侵害が生ずるおそれがある、ということです。

4番「調査結果の公表」でございますが、3ページ下段をご覧いただければと思います。

重大事態の調査結果を公表した場合には、調査実施に対する影響や関係当事者に対する影響が生ずる可能性があり、このことは看過してはならない事実であります。とりわけ、関係当事者が特定され、学校や地域における日常生活に支障が生じたり、インターネット上などで情報が拡散され、誹謗中傷等による重大な人権侵害が生じたりするようなことは絶対にあってはなりません。

これらを総合的に勘案した結果、教育委員会においては、調査結果を公表することの意義・目的の重要性に鑑み、公表内容や公表方法に十分配慮し、公表することによる調査の実施に対する影響や関係当事者に対する影響を可能な限り低減することを前提とした上で、以下のとおり、調査結果の公表について判断し、実施することといたします。

(1)「調査結果の公表方針」です。

①原則として、公表します。ただし、以下に例示するように、調査結果を公表することの意義・目的に照らして、公表すべきでない、または公表すべき必要性が低いと考えられる場合には、個別に公表の可否を判断することといたします。いじめを受けたとされる児童生徒またはその保護者が、調査結果の公表を望まない場合。重大事態の疑いがあるとして調査を実施したが、いじめにより重大な被害が生じている事実が認められなかった場合。

②公表内容や公表方法に十分な配慮をすることを踏まえ、いじめを行ったとされる児童生徒及びその保護者の同意は要しないことといたします。

(2)「調査結果を公表する場合の対応」です。

① 「公表資料」について。

公表資料は、調査報告書の概要版といたします。公表資料は、いじめ事案に係る教育委員会及び区立学校の対応における課題並びに再発防止策の提言を中心に記載することといたします。

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、公表資料には記載しないことといたします。

次のページへ移っていただきまして、②「公表方法」でございます。

教育委員会の会議及び杉並区議会において、①の公表資料を配付し、調査結果を報告いたします。

公表資料は、区公式ホームページのうち、教育委員会の会議で報告した資料を掲載しているページ及び区議会で報告した資料を掲載しているページにそれぞれ掲載いたします。

教育委員会の会議で報告した資料及び区議会で報告した資料は、所定の期間が経過した後に区ホームページへの掲載を終了していることから、公表資料についても同様の取扱いといたします。

③ 「公表の手順」でございます。

調査開始時に、区ガイドラインの内容を説明いたします。関係する児童生徒やその保護者に対しても、可能な限り区ガイドラインの内容を説明いたします。

いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者に対する調査結果の説明時に、改めて区ガイドラインの内容を説明し、公表に関する意向確認を行います。

いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者が、意向確認に対して、当初は非公表を望んでいたが、その後公表を望むような場合であっても、一度教育委員会として公表しないと判断した後は原則として公表はいたしません。

(3) 「調査結果を公表しない場合の対応」ですが、教育委員会の会議を非公開で開催をいたしまして、(2) ①の公表資料を配布し、調査結果を報告いたします。非公開で開催する会議でございますので、配布した資料の区ホームページへの掲載は行いません。

なお、区議会における資料の配布及び調査結果並びに区ホームページ

への資料掲載も行いません。

6 ページ目でございますが、公表資料の様式例として、記載項目につきまして掲載をさせていただいてございます。

私からの説明は以上でございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

大川委員 今ご説明いただきました内容は、いろいろなご苦労があつて、いっぱい価値判断をしながらこういったガイドラインをつくったと思いますので、今回のこの会議だけで全部語っていただくのは難しいと思うのですけれども、私から若干見て感じたこととか、ポイントとして引き続き理解や検討していただきたいことをお伝えしたいと思います。

まず、この公表するというの、いじめ防止対策推進法の法律上の義務ではないということを大前提に置いておかなければならぬ。法律ではなくて、あくまでも国が定めたガイドラインで「こうしたらよろしいのではないか」というふわっとしたものの中で、公表することが教育に資する場合もあるから、それぞれの教育委員会が検討してくださいという位置づけなのですよね。だから、国はその責任は負っていないのです。ということは、この杉並区教育委員会は、この公表の指針について責任を負っていくことになりますので、よく検討して、今後も改善、見直しは結構短めに図っていく必要があると思います。それが 1 点目です。

それから、公表することの意義・目的というところが次にありますけれども、関係当事者についてはきちんと正式版の調査報告書を提供しているわけですから、それを超えて、一般社会という見えない方に対して情報を出すということは物すごく怖いこと、受け取った社会という名もない人たちが SNS に投稿したりというような、情報として独り歩きする懸念がありますので、記載をしていくものはきっちりと吟味して記載をしていっていただきたい。

そして日々の学校生活でいじめが起こった結果重大事態となつたら、杉並区の場合には公表されるのだ、ということによって、教育委員会と、調査をしていく調査委員の方々が最終的には社会の目にさらされるのだということを肝に銘じて対応していく。多分ここが一番大切なのだと思うのです。子どもたちとか親御さんではなくて、それに関係する我々が

襟を正していくことが目的であるということにポイントを置いていただきたいと思います。

ですから、我々が襟を正すためのものなのに、子どもたち、児童生徒の健全な発達に影響があつてはならないと2ページに書いてありますけれども、まさにそのようなことがあると本当にとばっちりを与えるだけですから、公表することにより生じる課題とか弊害というのはできるだけ排除していただきたいと思います。

あと、ポイントというか、ここでお伝えしておくと、一番最後のところで、非公表を望んでいた、いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者が公表しないでほしいと望んでいたけれども、調査が進むにつれて、後でやはり公表してくださいと言った時にも公表はしませんというのが冷たいような感じがするのです。ただ、そうではないということはご理解をいただきたい。

調査をするに当たって、関係者、先生、それから傍観者となっていた児童生徒、その親御さんに対しても、この調査をした結果は後に概要版として公表します、もしくはまったく公表しませんということはあらかじめ伝えておかないと、ちゃんとお話ししてもらえないわけです。だからこそ話せたこと話せなかつたこと、話さなかつたことというのがあるのと思います。公表しない前提で調査が進んでいて、最後で公表するになったら、皆さん全員が「あれは何だったのか」ということになります。

ですから、この一つ最後の方に付け加えられている「一度、教育委員会として公表しないと判断した後は、原則として、公表は行わない」という、これは意外と調査の正確性とかを担保するためにとても大切なルールですので、ここを曲げてはならないということは大切だと思います。

もちろん被害者の方、親御さんが、後になって「これは公表してほしい」とおっしゃることはあるかもしれません、そこはよくきちんとご説明をして、それを冒頭の部分で決めるここというのはとても大切なことですよというのは最初にご説明いただきたいと思います。

今回見ていくつか感じたところは以上です。

庶務課長 ご意見ありがとうございます。ご指摘いただいたとおり、まずガイドラインの見直しについては、常に見直しを図っていくような方法で取り組んでまいりたいと考えてございます。

あとは、記載内容のチェックにつきましても、子どもたちへの影響と、

そこをまず第一に考えて、漏れなくミスなくしっかりとやっていきたいと思ております。

それから、社会にさらされるというところの視点はこれまでも持ってございましたが、調査の関係者の皆様にもそれをお伝えしていく中で、改めて、調査をする側が襟を正していじめの対策をしていくところにつなげてまいりたいと思います。

最後に、公表に関する、いわゆる一旦公表しないと決めたら公表しないというところについては、それはその調査を実施する上での原理原則でございますので、その点については調査に入る段階でしっかりと事前に説明をし、対応を変えないようにしたいと考えてございます。

大川委員 よろしくお願ひします。

庶務課長 ほかよろしいでしょうか。

前田委員 ガイドラインにつきまして、本当にいろいろな判断をしながらつくっていただいたものだと認識しています。大川さんがおっしゃったように、杉並区が責任を持つガイドラインということを改めて認識いたしました。

実際にこのガイドラインを見ながら運用が始まるわけですけれども、まだまだ第1弾だと思いますので、実際に対応していく中で、このガイドラインをアップデートしていくことが必要になってくると思うので、そこは、このガイドラインを見ながら皆さんができるよう、そういうガイドラインに今後もアップデートしていただきたいなと思っております。

もう一つ、今回のこのガイドラインは、悲しくも起こってしまった事件に対してどのように組織として対応してきたかということが明らかにされることが目的だと理解しております。一方で、かなりセンシティブな内容だと思っています。

未来ある子どもたちが関わるという事案でもありますし、今も未来も児童生徒に不利益が生じないように、先ほどもありましたが、組織的にどうやってきたかということを明らかにするわけですから、絶対に子どもたちに何か不利益が生じることがないようにということは十分に配慮しながら、この目的が達成されるように対処していただきたいと思いますし、私たちも注視していきたいと思いますので、引き続き運用をよろしくお願ひいたします。

庶務課長 ご意見ありがとうございます。先ほど、大川委員にもご答弁申し上げましたが、アップデート、それから子どもに不利益が生じないように、しっかりと務めてまいりたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項1番についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項の2番と3番でございますが、内容が関連いたしますので、報告事項2番「杉並区立中学校における重大事態の調査結果について」及び報告事項3番「杉並区立中学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けた杉並区教育委員会及び杉並区立学校の取組について」をまとめて報告させていただきます。私からご説明をいたします。資料をご覧いただければと思います。

まず、「杉並区立中学校における重大事態の調査結果について」。

「事案の概要」です。杉並区立中学校に在籍する生徒が、令和3年5月以降、周囲のクラスメートから複数のいじめの疑いがある言動を受けたことにより、9か月近くにわたり不登校となり、令和4年10月に転校するに至ったものでございます。

「調査の概要」でございますが、目的、組織、期間、調査方法については記載のとおりでございます。

「調査の結果」でございますが、まず（1）「事実の認定」でございます。

被害生徒・保護者から、令和3年5月から令和4年2月までの間にクラスメートから受けた複数の行為・状況について、いじめとの訴えがございました。

調査の結果、これらの行為・状況につきまして、一部を除き、事実と認められたところでございます。

また、事実と認められた行為・状況について、いじめ防止対策推進法第2条に規定する「いじめ」の定義を踏まえて「いじめ」の該当性を検討した結果、一部を除き「いじめ」に該当すると認められたところでございます。

（2）「区立中学校の対応について」です。

①文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」では、いじめに対して「学校の組織的対応」が必要とされており、また「いじめは、

単に謝罪をもって安易に解消することはできない」とされてございます。しかし、区立中学校では、校内のいじめ防止対策委員会において、単なる報告にとどまらない、学校全体での注視やフォローの取組が継続的になされた形跡がなく、担任任せとなっていた可能性が高いものでございました。

②文部科学省の「いじめ防止等のための基本的な方針」のほか、区のいじめ対応マニュアルでも、「学校いじめ対策委員会等で情報を共有し、組織的な対応を図る」とされてございますが、区立中学校では、校長の判断の下、一部の教員のみで対応し、他の教員には情報共有すらされなかつたところでございます。

③令和5年10月の被害生徒の代理人弁護士の通知を端緒として、ようやく重大事態の認定及び報告に至ったことは、遅きに失したと言わざるを得ない状況でございます。

④校長から教員に対し、いじめを行ったとされる生徒に事実を認めさせるようにという厳しい指示がなされた結果、教員がこれらの生徒に対し、1対1で密室での取調べにも匹敵するような聴き取りを行ったことは、「生徒が話しやすい人や場所に配慮する」、「複数の教員で聴取を進める」とした区のいじめ対応マニュアルに反した行為であり、これらの生徒への教育的配慮を欠き、指導の範囲を逸脱した行為でありました。

（3）「教育委員会の対応について」です。

①いじめの防止対策推進法において、区立学校の設置者にもいじめへの対処が必要とされているところ、教育委員会は、被害生徒の母からいじめの訴えがあったことや被害生徒が不登校になったことなどを把握していたが、区立中学校に対する必要な支援や指導等、教育委員会としての対応がほとんどなされていませんでした。

②いじめ防止対策推進法において、区立中学校の設置者にも重大事態への対処が必要とされていることから、区立中学校から重大事態発生の報告がなくても、教育委員会として知り得た事実を基にして速やかに重大事態の認定を行い、調査を開始すべきであったということでございます。

4番「再発防止策の提言」でございます。

（1）「区立中学校として被害生徒を注視し見守る体制を整えること」。校内いじめの防止対策委員会において、スクールカウンセラーなど、

専門家のアドバイスを受けながら継続的な取組を行うとともに、必要な情報は学校全体で共有すること。これらの対応につき、定期的な研修を実施すること。

（2）「『いじめ』に関する理解を促すよう取り組むこと」。

教育委員会及び区立中学校は、改めて、生徒、保護者、教員に対して、いじめ防止対策推進法に定義されている「いじめ」に関する理解を促すよう取り組むこと。

（3）「重大事態の認定が遅きに失すことのないようにすること」。

教育委員会は、職員に対して、重大事態の要件に対する理解を促すとともに、組織的に重大事態の認定の要否を判断すること。また、区立中学校に対しては、研修の実施等により、重大事態の要件等に対する理解を促すこと。

（4）「いじめを行ったとされる生徒の人権にも配慮した調査、指導を行うこと」。

聴き取りなどの実態調査においては、いじめを行ったとされる生徒の人権にも配慮して、聴き取りをする職員、場所、時間の決定などに注意し、事実を認めさせるようにするあまり、長時間にわたる聴き取りや威圧的な聴き取りとならないよう、十分な配慮をすることと。

以上が調査結果となります。

引き続きまして、「区立中学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けた杉並区教育委員会及び区立学校の取組について」の資料をご覧いただければと思います。

杉並区教育委員会及び杉並区立学校は、杉並区いじめ問題対策委員会による杉並区立中学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けて、以下の取組を実施いたします。

1番、区立学校は、月に1回は必ず学校いじめ対策委員会を開催し、管理職を含めた教職員間で確実に情報共有を図るとともに、いじめの疑いがある事案が発生した際には速やかに臨時の学校いじめ対策委員会を開催し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底いたします。

また、事案の内容に応じて、校内の他の委員会等の会議においてもいじめに関する情報を共有し、学校全体で組織的な対応を図ります。

2番目、教育委員会は、学校いじめ対策委員会の運営が形骸化することないよう、区の「いじめ対応マニュアル」を改定いたしまして、委員

会の主な役割、委員会で協議する内容、委員会の記録の作成方法等を明確化いたします。

3番目、区立学校は、全児童生徒を対象にしたいじめに関する授業を年3回以上実施し、児童生徒のいじめに対する理解を深め、いじめの問題に対して主体的に関わるようになります。令和7年度においては、区立小学校の4年生・区立中学校の1年生を対象に、弁護士と連携したいじめに関する授業を実施します。

4番目、区立学校は、年度当初の保護者会、学校運営協議会等において、学校いじめ防止基本方針の内容を説明し、保護者や地域のいじめに対する理解を促し、学校、保護者、地域が協力していじめの問題に対応できるようにいたします。

5番目、教育委員会は、教員の職層に応じたいじめに関する研修を実施するとともに、全教員を対象とした研修動画を作成し、いじめ事案への対応及び重大事態の要件等に関する理解を向上させます。また、区立学校は、校内において全教員を対象にしたいじめに関する研修を年3回以上実施し、いじめの問題に対する教員の意識と理解を向上させてまいります。

6番目、教育委員会事務局教育人事・指導課に新たに設置した「学校問題対応支援係(CEDAR)」は、職員間で定期的にいじめ事案について情報を共有し、いじめ防止対策推進法等を踏まえた対応策の検討を実施することなどにより、いじめ問題への対応力と重大事態の要件等について、理解を向上させます。

また、学校問題対応支援係と教育委員会事務局庶務課庶務係が定期的にいじめの事案について情報を共有することにより、組織的に重大事態の認定の要否を判断します。

裏面をご覧いただければと思います。7番目でございます。区立学校は、いじめを行ったとされる児童生徒の人権にも配慮した調査、指導を行うため、いじめ事案への対応に当たっては、学校法律相談を活用して弁護士に相談するなど、専門性を有し、かつ客観的な立場にある者の意見を参考にしながら対応を検討してまいります。

また、教育委員会は、区の「いじめ対応マニュアル」を改定し、いじめに関わった児童生徒への調査等を行う際には必ず複数人で対応し、威圧的な聞き取りとならないようにすることを明記するとともに、教員を

対象とした研修等でも周知を図り、児童生徒の人権に配慮した対応を最優先とすることを改めて指導してまいります。

私からの説明は以上でございます。

それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひをいたします。

対馬委員 先ほどのガイドラインを含めまして、大きなことだと思っております。

小学校・中学校時代にいじめられたことはもちろんですけれども、加害と言われた子にとっても非常に大きな心に残ることになってしまうと思いますので、その子たちも含めた適切な指導が必要だと思うのですけれども、今回の事例にはそこの部分の指導があまり適切ではなく行われたことがあったのかなという報告でした。ガイドラインもありますし、今後の再発防止策というのを徹底してできるように、現場の先生方ももちろんお忙しかったり、ほかにもいろいろなことがあるのかもしれません、やはりその子たちにとって一生負っていくことになるかもしれないですから、それをよく考えて対応していただけるように真摯に向き合っていただけるようにしていただけるといいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

庶務課長 ご意見ありがとうございます。我々としても、それから学校の現場としても、先ほどガイドラインの時にもお話をございましたとおり、襟を正してしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

伊井委員 いろいろ取り組んでいただいてありがたいなと思うのと、私たちも含めまして本当に襟を正していかなくてはいけないと、本当にその言葉のとおりだと思います。

大川委員、前田委員、対馬委員のおっしゃることに加えまして、ただいまの説明の3番にありました、令和7年度においては区立小学校の4年生、中学校においては1年生ということで、弁護士と連携したいじめに関する授業を実施するということで、実際に小学校1校、中学校1校の授業をお聞きしに行ってまいりました。

小学校の方は、かみ砕いた形で弁護士の先生からもお話をございましたし、私はほかの授業を拝見していて見られなかったのですけれども、振り返りの授業もするということでお話をございました。

それから、中学校の方は、体育館に集まって1年生が弁護士さんの話を全員で聞くという形式でした。

どちらも本当に真摯な気持ちで、そしていじめということが今後ないようにということで取り組んでいる姿勢が伝わってきましたし、また教育委員会事務局に CEADER をつくったこととか、様々な取組が教育現場にも伝わっているのだなということを感じました。

中学校の方はその後の振り返りもお聞きしましたけれども、先生方がそれぞれに道徳の教科書と絡めながら、先生お一人お一人がご自分の言葉でご説明とか発言をされながらも、その前に聞いた弁護士の先生の話にも絡めながら生徒と共に考える時間を共有していたなと感じております。

今後も全校で実施されると伺っておりますので、本当に真摯な気持ちで今後も取り組んでいっていただけたとありがたいなと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

教育人事・指導課統括指導主事 今現在、CEDAR、学校問題対応支援係も手分けをして各学校に視察に行っております。好事例を集めて各学校に効果的な授業の展開とかを広めていき、授業改善に取り組んでいく中で、子どもたちの意識、教員の意識を高めていきたいなと思っております。ありがとうございます。

教育人事・指導課長 今お話を頂いた部分と統括指導主事から話をさせていただきました部分に加えまして、法の専門家である弁護士の方による、ふだん関わりがない方からのいわゆる緊張感のあるお話と、日常接している教員による話と、これがミックスされることによって、子どもたちにもいじめを深く考える一つのきっかけになるのではないかというところもありますので、今後もこの事業をブラッシュアップしていくながら、未然防止に努めていきたいと思います。被害を受ける子どもたち、逆に気がつかずにやってしまう子どもたちのその後の心の傷を防ぐためにも、学校と共に歩んでいきたいと考えております。

伊井委員 ありがとうございます。本当に、小学4年生でも、もちろん中学1年生でもそうなのですけれども、真面目にと言ったらあれでしかれども、子どもたちにもちゃんと伝わっているというのはご一緒に聞かせていただいているこちらにも伝わってきました。その後必ずそのままにしないで振り返りをして、そして弁護士の先生のお話と関係づけて、教員の方がお話をとていう中で、そのクラスの担任の先生なので、そのクラスの状況もよく分かっているし、発言する子どもたちの発言に關

しても上手に拾い上げて、そしてまた上手に伝えていくというところがなされていたなと思って、大変好印象を受けました。今後とも期待しております。よろしくお願ひいたします。

大川委員 今回のこのご報告が先ほどのガイドラインに則った公表の第一事例だと思いますから、そうするとこの公表はまさに私たちに向けられたものということで、先ほど伊井委員がおっしゃったように、襟を正していくきっかけにしていきたいと思っています。

ですので、意見というか、これを見たところで私としてもここは本当に改善していかなくてはならないと思ったところをお伝えしたいと思います。

最初の報告書の概要版の中の 2 ページ目の③「遅きに失した」というような対応、これはまさにそうだと思うのですけれども、それは結局学校で抱えてしまっていて、こちらに上がってこなかったのか、そうでなく、教育委員会も分かっていながら動いていなかつたということであれば、これは本当に厳しい指摘ですので、まずここはできればこの場で、教育委員会としてこの①、②、何で情報はあったのに動けなかつたのか、何か背景とか原因とか、考えられることがあつたらばお伝えいただきたいのが 1 点。

あと校長先生から教員に対する事実調査のところがありますね、④です。「生徒への教育的配慮を欠き指導の範囲を逸脱した行為であった」ということで、これはこここの表現でいうとちょっと柔らかいのですけれども、もうちょっと厳しめに言ってもいいのではないかという感覚です。

これは皆さんもご承知の憲法でいうと 31 条から適正手続の保障というのがあって、刑事事件ですら、もうプロのお巡りさんたち、刑事さんたちが取り調べる時ですら、刑事訴訟法のすごく厳格なルールに則らなければ全然証拠にならないのです。無理やり「私がやりました」と言わせて、それが間違った自白だった場合、実は本当に悪い人はのうのうと逃げおおせてしまう。だから、無理な自白、ぎゅうぎゅう圧迫して自白させるというのは絶対やってはいけないのです。二重の意味で。

というところとかも、憲法の 38 条では「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と書いてあるのです。これは刑事手続に限らず。子どもに適用されないわけないではないですか。だから、ここまで密室でやつたというのは下手したら憲法違反ですよということを言われている

に等しいことですから、こういう学校調査の体制もきっちりと反省していかないと同じ間違いが起こってくるのではないかと思います。

まず、調査報告書についてはこの2点です。教育委員会が何でこれを見過ごしてしまったのか、背景とか原因があったと今お感じになっているのかということを教えていただきたいのと、学校の調査についてはもっときっちりと教員の先生方の意識を高めてほしいということです。

それから、今後の取組については、恐らく今これから始めますではなくて、先ほど伊井委員がおっしゃったように、既に学校の授業も始まっていますから、こういった事件、事故が起こって、既にいろいろとやっていて、だからこそいじめ防止条例もできているのだという位置づけだと思います。

ですので、これをもうとにかく推進していくとしたら、いつ始めていつぐらいまでにというのは今後定期的に示していただきたいなと思います。「やります。やります」と言っているけれども、いつ始めてどの程度進捗していますというのを報告していく必要があると思います。

あと、いじめに関する授業も、私もこの前見学させていただきました。弁護士がやるのに加えて、去年中学の教科書採択に初めて携わらせていただきましたけれども、道徳の教科書の中でいじめについてちゃんと充実したことが触れられているかどうかというのを私たちみんな視点として持って採択をしたのです。ですから、ちゃんと1年、2年、3年でたしか2回ずつぐらいは教科書を使っていれば必ず勉強するようになっていて、いじめについての社会的な背景も勉強できるし、子どもの心理学的なことも勉強できるようになっていたので、そこもきっちりとふだんの授業を中心に据えていくということを今後もお願いしたいと思います。

そんなところです。私として、質問は1点だけです。教育委員会の対応について感じたことがありましたら教えてください。

教育人事・指導課長 申し訳ありません、当時の記録ですとか、そういうところを見ていきますと、学校でのいわゆる捉え方と教育委員会での捉え方、こここの齟齬、それが、詳細をここではお伝えはできないとは思うのですけれども、あったということと、それに対して学校と教育委員会がお互いに、このいじめの案件について重大事態だと認識する時期もずれている。その一致がなかなか見いだせなかつたところによって、このような遅きに失したというところがあったというところは捉えてい

るところです。

ですので、この事案を受けてといいますか、この事案が起きてしまっている関係の皆さんには本当に申し訳ない言い方なのですが、今後このようなことを未然に防ぐための対応ということで、今年度から必ず月に1回学校いじめ対策委員会を開いていただいて、その報告を我々が受ける。その中で、これはと思ったものについては学校にきちんと問い合わせさせていただいて、早めの段階でそこの認定もしくは洗い出し、そういういたところをきちんと進めていこうということで、改善していかなければということで今取組を始めているところでございます。

この④のところです。聴き取りの部分については、大川委員おっしゃってくださいましたとおりでして、教員に対してもしくは校長に対して、学校の組織として、これは子どもたちにきちんとした指導、いわゆる胸襟を開いて話ができる、そういういたところがその子自身への反省にもつながっていくというところもございますので、これは研修も含めて学校に助言と指導を我々もしていくべきということで受け止めさせていただいております。

なお、この時に焦らないようにということも伝えたいと考えております。つまり、焦って早く解決しようすることによって、この子が加害者であるということを認めさせたくなる部分も出てくるのではないかというところもございますので、まず被害に遭っている子をきちんと守る。まずは守りつつ、正確なきちんとした指導と情報の収集ということで、教育委員会としても学校と共に歩んでいきたいと思います。

庶務課長 若干補足でございます。今のいじめの現状というのは、大きく減っていません。高止まりをしているというか、それは各種の調査の中でも出ております。

そうした中で、先ほど今後の進捗管理、その辺りのご意見を頂きましたけれども、そういうところから一つ一つしっかりと取り組むことによって、全体のいじめの件数、といったものを低減させるように努めてまいります。

大川委員 ありがとうございます。後の報告であると思いますけれども、重大事態の発生件数は0にしなくてはいけないと思いますけれども、全体として把握して対応していく件数はどんどん増やしていいと思うのです。そういう形でご指導を進めていただければと思います。よろしくお

願いします。

庶務課長 ほか、ご意見は。

前田委員 私は中学生と小学生の子どもがいますけれども、特にこれで気になったのが、いじめという言葉をどう捉えるかというのは本当に子どもと大人の差があるなというのをすごく感じています、例えばうちの近くの学校は制服がないのです。では、どういう服を着たらいいのかという時に、大人は「ふさわしい服」と言うのです。でも、子どもにとつてのふさわしい服は、例えばダメージジーンズなんです、子どもにとつては。ですけれども、大人から見ると「それは違うだろう」という話で、すごく食い違うのです。

なので、これも構造として似ているなと思いまして、言葉一つ取っても、例えば子どもというのはすぐ「死ね」とか言うではないですか。その時に、その背景にあるものまで迫らないと難しいなというのを感じたというのが一つです。

大人と子どもですごくすれ違うというまず現実があり、また大人と子どもという上下の関係がある中で、子どもが例えば何かを言った時に、大人に「それはいじめだ」と言われた時に、「いや、そうではなくてこういう気持ちだった」と言える関係がまずできているのかというのもすごく大事だなと思って、いきなりそこで「いじめだ」と言われてしまったら、子どもはそんな気持ちではなかったのにすごく自分が意地悪な人だと判断されたという、こういう悲しいことも起こってしまうなというのもちょっと考えていました。

今回いじめの弁護士さんのお話が講習としてあったと思うのですけれども、ここで皆が同じものを聞いて、認識をまず一つにできて、それが次の会話につながるなというのはすごくいい取組だと思ったのです。

「あの時のこの件だよね」とか、「あの先生こんなこと言っていたよね」というのは、振り返りがあったというお話があったと思うのですけれども、もっともっと日常にその言葉があふれるといいなと思っていました、例えばいろいろなクラスの事件が起こった時に、1か月後とかでもいいのですけれども、「あの時はあんなことがあったね」とか、「あれにちょっと近いことが起こっていないか」とか、いじめかどうかという判断というよりは、「何が起こっているのだろうね」というところから学校の中で話せるような雰囲気や時間があるといいのだろうなというのを思い

ながら聞いていました。

ただ一方で、本当に授業が忙しかったりとか先生たちが忙しかったりするのだろうなということもリアルに分かっていて、その中でいじめの認知がどんどん上がっていったり、いじめの件数が増えていったり、そうするといじめ警察みたいな人が出てきてしまったりみたいな、ちょっとよくないサイクルになると嫌だなと思ったりもしているので、答えがあるわけではないのですけれども、この研修を是非よい方向に、よりよく生かしていただいて、ふだんの中で今の出来事がどうだったのかなというのを子どもたちが自分で振り返ったり、あと先生とも会話ができたりということにつなげていっていただきたいなと思います。あとさっきの本当に子どもの人権、子どもにも子どもがこう思ったということを言う権利があるので、一方的に決めつけないということも含めて、大人側がもっともっと勉強しないといけないと感じました。

より学校では子どもと大人という、児童生徒と教職員という立場の違いではあるのですけれども、どうしても上下の関係ができやすいような、特に中学校なんかはそういうこともあるのかなと思いますので、そういうところも含めて、いろいろな人に相談できるような、そういう文化が生まれて、例えば「こんなこと言ってしまったのだけれども、これはどうなのかな」みたいなのが、担任の先生だけではなくて相談できるような、そういう仕組みができるといいのかなと感じたのでお話しさせていただきました。

教育人事・指導課統括指導主事 子どもにいじめについて考えさせるというところで、ちょうど6月から東京都ふれあい月間というのもあるのですけれども、そこに合わせて子ども向けのリーフレットであったりとかも配布しています。

その中で、学校で、日常の出来事を振り返るに当たって、委員がおっしゃるとおり、小さいと感じるような出来事、でも法的に言つたらいじめだよね、みたいな話がされるかと思っていますので、生活指導主任等に対して、子どもの意識を高めるとともに、逆にそれがさっきおっしゃったように、「それっていじめじゃん」とやゆするような形にならないということも大切なことだと思いますので、その辺りも含めて学校には指導していきたいと思います。ありがとうございます。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項 2 番及び 3 番について、質疑を終わります。

続きまして、報告事項 4 番「区立学校における ICT 推進に関する取組について」、学校 ICT 担当課長からご説明申し上げます。

学校 ICT 担当課長 私からは、区立学校における ICT 推進に関する取組についてご報告いたします。資料をご覧ください。

項目は、学校 ICT の基本的方向性、令和 6 年度の主な取組実績、令和 7 年度の主な取組予定の三つになります。

はじめに、基本的方向性に関しまして、「児童生徒環境」と「教職員環境」で分け、「児童生徒環境」では、児童生徒用タブレットの配布及び学習支援ソフトやデジタル教材の効果的な活用により、個別学習や協働学習などの充実を図り、子どもの学びを支えていくこと。「教職員環境」では、環境を整え、教員の負担軽減・働き方改革を推進していき、質の高い教育の持続・発展につなげていくこととしております。

これらの基本的方向性を受け、令和 6 年度の実績は資料に記載のとおりでございますが、ポイントとしては、ハード面では、区立学校のインターネット回線を強化しまして、文部科学省の速度基準を達成しております。また、ソフト面では、学校における帳票の電子化及び適切な管理の実施を行ってまいりました。

次に、令和 7 年度の予定としまして、ハード面では、約 1 万 1,500 台のタブレット端末の更新、続いて令和 7 年 9 月に運用開始する区立学校の情報ネットワークシステムの更新を進めてまいります。システムの変更点ですが、校務系と学習系のネットワークを統合することで、教職員端末を統一いたします。

また、従来のオンプレミス型から、文部科学省が推奨していますフルクラウド化を実施しまして、これらの変更に合わせて杉並区立学校情報セキュリティ基準などを改正してまいります。

また、既存の電子メールシステムを更新しまして、原則、教職員端末を使用する全教職員にメールアドレスを付与する予定でございます。

これらの取組を通し、学習環境を整え、教員の業務効率化を目指してまいりたいと考えております。

ソフト面におきましては、昨年度に引き続き教職員向けの ICT 研修を実施するとともに、昨今注目されている生成 AI の利活用に向けて、学校向けのガイドラインを作成してまいり予定でございます。

簡単ではございますが、報告は以上となります。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

前田委員 令和6年度の主な取組実績の中のソフト面にあります「学校における帳票（指導要録）の電子化及び適切な管理の実施」ということで、これは、紙の指導要録だとなくしてしまって大変になるということがあつたと思うのですけれども、ちなみにこの帳票というのはほかにもあると思うのですけれども、これは今後どのような電子化のスケジュールがあるのかとか、そういう計画はありますでしょうか。

学校ICT担当課長 帳票、いわゆる指導要録というのは公簿と呼ばれるもので、公簿というのは、児童生徒健康診断票であるとか学校日誌であるとか、そういった特定のものを公簿と呼んでおるのですが、まずは指導要録から電子化を始めたというところでございます。

今後の電子化、帳票の取扱いであつたり運用に関しましては、済美教育センターとも連携を取りながら、何が最適な状態なのかというところを詰めてまいりたいと考えています。

前田委員 ありがとうございます。ただ、昨年度いろいろ問題があつたかなと思いますので、今年度はそういうことがないようにしていただくのはもちろんですけれども、電子化することでそこが防げるものになるのかなと思っておりますし、あと今後の管理、間違って捨ててしまったということも昨年度あつたと思いますので、そういうところも含めて電子化の計画が立ちましたらまた教えていただければと思います。

大川委員 ハード面のところで「端末の持ち出しを可能とする」というのは、校外にまで持ち出すことも可能なのかとか、そうした時に、働き方改革の面から見ると、例えば先生が家に帰って仕事をやるとか、そういう弊害がないのか、またはそれを管理する方法。残業代請求の訴訟なんかはパソコンのログをまず確保するのですよね。会社に行ってもらって、出勤退勤時間の証拠になりますから、その起動ログを取ってきてもらうと。そういうことにならないように、ちゃんと働き方改革の観点からどういう工夫をされるのか教えてください。

教育人事・指導課長 今、委員おっしゃられているところは非常に危惧といいますか、心配をしているところです。ただ、皆様ご存じでいらっしゃると思いますけれども、いわゆる調整額ですとか、様々なことが今

言われている状況ではございます。

このパソコンの導入によって、在校、学校にいる時間帯というのはシステムを導入して把握をするということを今現在のところは考えているところです。パソコンを持ち帰っての仕事の部分については、ログの管理ですとか、そういったところでの把握は現在のところでは残念ながら計画の中にはございません。

というのは、いわゆる持ち帰りの仕事というのは従前からありますし、個人情報の持ち出しを除いた例えば教材の研究ですとか、学年だよりですとか、おうちに持って帰ってやるということはこれまでもあったことですので、道具がパソコンに代わったと、変化したという考え方でいきますと、なかなかこここの把握は難しいところではございます。

ただ、結論は出ないのですけれども、大川委員おっしゃられているとおり、単に在校時間が減ったからといって、では、その裏側にあるものは何なのかというところは、私たち、先生方からもちゃんと声を頂きながら把握をしていかれるように工夫はしてまいりたいと考えております。

なお、働き方改革については、ログの管理だけではなく、現場の生の声、こういったものも拾い上げながら、進めてまいりたいなと考えております。

教育長 今の補足ですけれども、基本的にこのアドレスフリーで仕事ができるというのは持ち帰りを推奨するものではないということがまず第一で、その部分は今後の働き方改革の中でも教育委員会としてはきちんと指導していくということ。

メリットとしては、例えば研修に行く時に自分のパソコンを持っていって、いろいろな情報に簡単にアクセスできるようになったり、校長会等々でももう紙の資料は配布せずにパソコンを持ってきていただいてそこで資料を共有したりだとか、そういう意味での効率化を図っていく。そういうふうな活用を図っていきたいということです。

大川委員 大前提として、働き方改革と ICT は別として進んでいて、それぞれをもっとよくするものという理解ですね。

庶務課長 ほかはいかがでしょう。

伊井委員 いろいろご配慮いただき、ありがとうございます。

小笠原にこの 3 月に伺って、その事前・事後学習で、子どもたちが本当に自由にタブレットを使いこなしているなということを目の当たりに

して感じています。

そういう中で、今回タブレット端末の更新というところがありますけれども、例えば機種が違うとか、いろいろな配慮面があると思うのですけれども、何人か、生徒さんの中にも、ちょっと不具合があるから今日は持ってこられなかったとか、いろいろな状況があるようなので、その辺りも今後とも自分たちが使いたい時に使えるように、アクセスも含めまして、授業の中で有効に活用していってもらえるような形になればよいなと思います。もちろん先生のパソコンもそうですけれども。

あとは最近入った大きい黒板があるではないですか。あれはいろいろな学校で相当活用されていますね。ありがとうございます。

今後ともその辺りを十分に配慮しながら進めていっていただければありがとうございます。よろしくお願ひします。

学校 ICT 担当課長 ありがとうございます。タブレットに関しては、やはりアップデートされていきますので、更新の度に機種というかタイプが変わっていくというのは避けられないところの中で、現時点では、東京都で実施している共同調達と同様のモデルという形で、Windows 環境を使う他自治体と同様のものを使っているといったところはご理解いただければなというところでございます。

変更内容も、堅牢化であったりとか軽量化であったりとかといった、微々たるところかもしれないのですけれども、より安心安全に児童生徒が利用できるような環境というのを目指してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

対馬委員 ありがとうございます。いろいろ ICT に関してたくさん準備をしていただきました。特にこの夏は大分大きく変わるものなので、そこは期待しているところなのですが、ちょっと 2 点お伺いしたいところがございます。

ハード面の児童生徒用タブレットは更新されるではないですか。現状もそうなのですけれども、大人だと、個人でこういうタブレットを買うと、例えば保護防止シートを貼ったりとかタッチペンを買ったりとかカバーをかけたりとか、いろいろすると思うのですが、その辺のところは多分区からの支給もないし強制もされていないところなのかなと思うのですが、例えばうちの孫が小学校に入りまして自分のものとして学校からお借りしているタブレットがあって、国語の授業で筆順とかをやる時

に、タッチペンを持っている子はペンでやるけれども持っていない子は指でなぞるのだと言うのです。それはどうなのかな、同じものが習得できるのかなというのがちょっと私は単純に疑問に思っているところがありまして。例えばそういうものを区で補助してみんなにペンを持ってもらおうという予定があるのかとか、そこはペンでも指でも自由なのか、あるいは先生が指導の中で今回は全員指でやりましょうとするのかとか、その辺りはどうなっているのかなというのが単純な疑問としてちょっと思っているところです。

それから、もう一つ、ソフト面の中の「デジタル教科書実証事業の実施」ということが書いてあるのですけれども、これは今どういうふうに進んでいるのかというところを教えていただければと思います。

学校 ICT 担当課長 ありがとうございます。大変申し訳ないのですけれども、タブレットで、附属品に関して、今、全校で各児童生徒がどのような状態で配布されているのかもしくは配布されていないのかといったところの答えを持ち合わせておりませんので、戻りまして確認をさせていただきたいと考えております。

済美教育センター統括指導主事（清水） 令和6年度までデジタル教科書につきましては済美教育センターの方で所管しておりました。英語については全校、算数については区立学校の半数でした。3月末に実証指定校の結果が出るということで、そこまで済美教育センターの方では終わってしまっておりました。

今年度も同等の配布がございますので、またそれについては新しい所管で分析がなされるものと思っておりますので、またご報告できるかとは思います。

対馬委員 ありがとうございます。そのデジタル教科書というのは児童生徒用と考えていいでしょうか。

済美教育センター統括指導主事（清水） こちらのデジタル教科書については児童生徒用のデジタル教科書となります。もちろん教員も使えるのですけれども、それとは別に教員は指導書というものを持っております、そちらのデジタル版というのも購入、確保しておりますので、活用できるかと思います。

庶務課長 ほか、よろしいでしょうか。

前田委員 少し話がずれるかもしれないのですけれども、この ICT の基

本的な方向性のところで、教職員環境に対するところなのですが、教員の負担軽減・働き方改革というのがありますと、先ほどログを取るのかとか、そんな話があつたりしましたけれども、教員の働き方は私たち教育委員会が一方的に考えることではなくて、教員の皆さん自分が自分らしく、そして自分が望む仕事をいきいきとどうやつたらできるのかということも同時に考えていただく必要があるのかなと思っております。

例えば先ほどの持ち帰りがどうだという話もありますが、実は私のいるサイボウズは、ログは、多分裏では取っているのですけれども、勤務申告は自分でするのです。この時間からこの時間まで、例えば 10 時以降やる場合は事前に所属長に言って、残業する目的もきちんと書いてやるのですけれども、基本的には自分が何時から何時まで仕事したかというの自分で申告します。

自分がこれぐらいの時間働きますということを会社と約束をして、これぐらいの給与ですということをお互い合意してやっているので、ただその時間を大きく過ぎるようになる場合には働き方を考え直しましょう、所属長と話し合いましょうという形で、自分の働き方を自分でちゃんと調整していくということも併せてやっています。そういうことも、この ICT の話とは違りますけれども、是非教員の方もそういう認識を持っていただき、自分がオーバーワークになっているのかどうかとか、自分から申告していただくことが大事なのかなと思いながら聞いておりました。そういう文化が皆さんの中にも育っていくといいなと思いながらお聞きしておりました。以上です。

教育人事・指導課長 現在、働き方改革で、先日こちらでもご報告をさせていただきましたが、コンサルの方からまさに今、前田委員がおっしゃってくださったところのお話も校長、副校長には頂いています。

要するに、働き方そのものについて、先生方、教員一人ひとりが自分事として捉える。その中で何ができるのかなということを考えていくことも大事ではないでしょうかというような、会話の中ではあるのですけれども、話を頂いているようなところもありますので、今のお話、やはり大事だなと。指示待ちではなく、教員一人ひとりが考えていくというのは今改めて大事だなと思いましたので、せっかくロケーションフリーになりますので、こういったものもきっかけに、そういったところ

でも我々もアピールといいますか、お話をていきながら浸透させていければいいかなというところで今お話を伺いました。ありがとうございました。

前田委員 ありがとうございます。ロケーションフリーになるので、いろいろな時間が、多分自由に使える時間が増えるということはあると思うのです。例えば、今までだったら学校に帰って報告書を書かなければいけなかつたけれども、それが自宅でできるということもあると思います。もう一つは私たちの時間は有限ではないですか。だから、自分が何の仕事に注力するのか、何が大事なのか、やろうと思えば本当にエンドレスに、体を壊すまでできてしまうものなので、うまく取捨選択といいますか、捨てるのも大事で、何が目的かということをきちんと考えて優先度をつけながら仕事をしていくという、全てができるわけではないので、そういうことも含めて教員の皆さんとも考えていただいいのかなと思いますので、是非進めていただければと思います。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項4番についての質疑を終結させていただきます。

続きまして、報告事項5番「令和6年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」、教育人事・指導課統括指導主事及び教育相談担当課長からご説明いたします。

教育人事・指導課統括指導主事 令和6年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告をさせていただきます。私からはいじめについてご報告をさせていただきます。

本調査は、先ほど申し上げた東京都教育委員会がふれあい月間（6月・11月）として、全小中学校に対して行ういじめ及び不登校の状況調査に加えて、杉並区教育委員会が毎年3月に独自に行っている都と同様の項目による調査を合算した数値を報告させていただきます。

1番「いじめについて」です。令和2年度から令和6年度までの数値を表にまとめてあります。令和6年度の数値について確認をさせていただきます。

令和6年度、小学校については、認知学校数が40、認知件数は2,834件でした。うち、解消件数は2,496件、解消率は88.0%となっております。

中学校におきましては、認知学校数 23 校、認知件数が 317 件、認知解消件数は 262 件で、解消率が 82.6% でした。

合計しますと、認知学校数は 63、認知件数は 3,151、解消件数は 2,758 で、解消率は 87.5% となります。

主な特徴といたしましては、いじめの認知件数は、過去 5 年間は増加傾向にあります。また、学校の認知率ですけれども、全学校で認知がありましたので、認知率は 100% に達しております。いじめの定義に基づいた適切な認知が進んでいると認識しております。

もう 1 点、杉並区立学校における解消率は、5 年間、いずれも 90% 前後を推移しております。文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における公立小中学校のいじめ問題解消率は、令和 5 年度全国平均 77.5% ですので、この数値は上回っております。ただ、各学校では年度をまたぐいじめ案件がありますので、そちらについて次年度へ確実に引き継ぐ等、組織的な対応を行う必要があると認識しております。

今後の主な対応についてです。先ほどもちょっとご紹介がありました
が、小学校第 4 学年、それから中学校第 1 学年を対象として、弁護士と連携した授業を実施しております。授業の視察を通して好事例を集め、それを普及し、授業改善に生かしてまいります。

2 点目です。「学校いじめ対策委員会」でいじめに関わる組織的な対応を継続的に記録できる様式を区立学校に提供して、これまで以上に学校の対応力、組織力を高め、学校ごとのいじめの早期対応等に係る取組が充実するよう、支援をしております。こちらについてはもうスタートをしております。

3 点目です。教育委員会では、区立学校長や生活指導主任だけでなく、職層別に全教職員を対象としたいじめに関する研修会を実施してまいります。改訂した「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の理解、啓発に資する取組を行ってまいります。

いじめについては以上でございます。

教育相談担当課長 私からは、不登校の主な特徴と今後の主な対応についてご報告いたします。

まずは主な特徴です。

全ての区立小中学校で不登校児童生徒が存在しており、令和 2 年度か

ら令和5年度にかけて、不登校生徒児童数及び出現率は増加しておりました。

他方、令和6年度におきましては、5年間続きました増加傾向がなくなり、不登校児童生徒数は減少しております。減少に転じた要因は以下の2点であると考えております。

一つが、校内別室を設置したことでの居場所づくりが進み、登校意欲につなげることができたこと。もう一つが、スクールソーシャルワーカーを4校に配置し、個に応じた支援を行うことで、不登校傾向にある生徒への早期支援が行えたことです。

続きまして、今後の主な対応です。

一つ目、スクールソーシャルワーカーの学校配置を拡充し、組織的な教育相談体制の充実に努めます。二つ目、校内別室指導の有効活用に向けた支援を行ってまいります。三つ目、高井戸チャレンジクラスの教育課程の充実に向けた支援を行います。四つ目、仮想空間を使った学びや関わりの場における内容の検証を行い、今後の方向性について検討を進めてまいります。そして最後に、教育相談事業を見直し、不登校児童生徒の個に応じた支援の充実を図ってまいります。

私からは以上です。

庶務課長 今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

大川委員 前半のいじめについてお話を伺いたいと思います。この数字の見方を教えてほしいのですけれども、認知件数があって、解消件数があって、そうすると単純に引き算をしてみると積み重なっていってしまって、5年間足し上げてみると1,000件ぐらい累積しているかのうように見えるのですけれども、そういう理解は多分間違っているのですよね。

教育人事・指導課統括指導主事 こちらは認知と解消があるのですけれども、各年度を見ると、解消していない件数が残っているように見えると思います。こちらにつきましては、解消については3か月程度の経過観察を必要とすることから、例えば3学期に発生したいじめというのは年度内には解消までは持ていけないという形になります。ですので、その解消について、しっかりと年度を引き継いで、年度が明けてからしっかりと経過を観察し、3か月程度を目安に解消していたのかどうか。

解消の基準としましては、いじめに係る行為が止んでいること、それから被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことというのがあります。この2点について、被害児童本人及び保護者に確認をして、解消の手続を取っていくと。そうすることにより、1学期中ぐらいには大体3学期に発生したものは解決していくという形になっていくと思っております。以上でございます。

大川委員 ありがとうございます。今の被害児童生徒本人と保護者にも確認をして苦痛を感じていないという、まさにいじめの定義からしたらそれで解消されたと言えることだと理解できました。

「主な特徴」のところに、またここも独特な言い回しというのですか、初めて読むと分からぬのですけれども、「学校の認知率は100%に達し」、つまり全ての学校でいじめとして認知したものがあると。よろしくないかのように受け取られそうなのですけれども、「いじめの定義に基づいた適切な認知が進んでいる」と、これはいい方向なのだというように読めるのです。これがいい方向なのだ、いじめの定義に基づいた適切な認知が進んでいるというところをもうちょっとご説明いただきたいのですが。

教育人事・指導課統括指導主事 いじめの定義等についてお話をさせていただきます。

いじめの定義につきましては、現在は当該児童生徒、学校に在籍している子が主になると思うのですけれども、一定の人間関係があるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット、SNSを含む）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているもの。なお、起つた場所は学校の内外を問わないとなっています。

認知をする際には、東京都の「いじめ総合対策（第2次）」に手続等が示されておりまして、そこに基づきますと、一人ひとり、教職員は気付いた全てのいじめやいじめの疑いがある状況を迅速に学校いじめ対策委員会に報告する。これがまず第1段階。

そして、第2段階として、学校いじめ対策委員会は、委員会のメンバーで報告があった全ての事例について事実確認の方策についてしっかりと協議をする。

次の段階として、教職員は、学校いじめ対策委員会の協議結果に基づ

き、役割分担等を行い、事案の詳細を確認して、その結果を当委員会に迅速に報告する。

そして最後、学校いじめ対策委員会において、報告された状況において、いじめの定義を踏まえていじめかどうかであるかを判断する。ここで認知が関わってくるのですが、とにかく軽微ないじめも見逃さないということを昨今言われておりますので、むしろ認知件数の多寡といいますか、増減に応じて、増えたからといっていじめがたくさん起こっていてよくないことという捉え方はしておりません。むしろ軽微ないじめもしっかりと認知して対応をしていると捉えております。

以上でございます。

大川委員 要するに、学校内において児童生徒が不快に感じているということを先生がきちんと感じ取って、教育委員会に報告して、共有してくれている学校が100%に達したということですね。

教育人事・指導課統括指導主事 おっしゃるとおりでございます。

大川委員 これを前提に、下に特別授業等ありますけれども、こういうのを維持しながら、重大事態はゼロにするように努力していきたいと思いますので、これからもよろしくお願ひします。

教育人事・指導課統括指導主事 大川委員おっしゃるように、重大事態にならないための軽微ないじめの認知及び学校問題対応支援係の設置と捉えておりますので、日々学校に問い合わせをしながら一緒に進んでいるところでございます。ありがとうございます。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。

対馬委員 それでは、不登校の方でちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、全校校内別室を設置して児童生徒の居場所づくりを進めたとありますが、校内別室であっても、学校に来ていれば出席とみなすと。一方、例えば、フリースクールなどほかのところで学んでいても、学校に来ていないと出席にはならないというようなことでよろしいのでしょうか。あと高井戸チャレンジクラス、私たちも去年視察をさせていただいたのですが、もともと高井戸中学校にいた生徒さんだけだったのを拡充していくというお話をその時にも伺ったのですが、この場合には、原籍校をほかに持ちながらここに通ってきても、これは出席とみなすということでおよろしいのでしょうか。

教育相談担当課長 1点目です。出席扱いにつきましては、フリースク

ールに関しては保護者と学校、またそのフリースクールと学校と連携を図っていただきながら、状況把握をすることで出席扱いにすることができるとなつてございます。

もう1点です。高井戸チャレンジクラスに関しては、高井戸中学校に籍を移しますので、原籍校というのがなく、高井戸中学校に在籍という形で学びを進めております。

以上です。

対馬委員 分かりました。そうすると、高井戸中学校の区域内に住んでいなくても、高井戸中学校に籍を移して通学ができると理解すればいいですか。

教育相談担当課長 おっしゃるとおりです。

伊井委員 不登校の方で、校内別室指導の有効活用に向けた支援というのは、どんな状態を校内別室が有効になっているということでご判断なさっているのか、現在で分かっていることはございますでしょうか。

教育相談担当課長 現在、課題としまして、人材確保の難しさというのを本課としても課題として認識してございますので、まずはその辺りについて支援を進めているところです。

伊井委員 その辺りにつきましては、是非取り組んでいただけたらありがたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

教育相談担当課長 ありがとうございます。

前田委員 私も不登校のところについて質問なのですが、高井戸チャレンジクラスは今教育課程の充実に向けた支援ということで、たしか私たちもお伺いした時、定期テストを受けているお子さんがいたりとか、あと授業を担当している先生が時々来るとか、そういうお話を聞いていたなと思うのですけれども、今、伊井さんからもありましたけれども、校内別室の目的はすごく難しいといいますか、どこを目標にしてやっていくのかというの一つ課題としてあるのかなと思っています。例えば、本当に学校に来ることを目的にしているお子さんであるとか、クラスには入らないけれども校内別室では是非勉強を進めたいというお子さんもいると思います。あと杉並にあるかどうか分からぬですけれども、タッチ登校といってタッチして帰ってきたら学校に来たみたいな、そういうカウントをされているというのも他の自治体にはあるというのを聞いているので、数字としてどこまで取るかというのを聞きしてみた

いです。また、それぞれの子どもたちのいろいろな課題に対して、どのように校内別室で支援できるといいのかなということは、まだ始めたばかりで探っているところだとは思うのですけれども、人材の確保を含めまだまだ大きな課題があるとは思うのですけれども、今現時点でどういう状況なのかということ。

別室に来ている子たちの登校具合とかタッチ登校があるのかとか、そういうところも含めて、何かご存じのことがあれば教えてください。

教育相談担当課長 今、委員がおっしゃられたタッチ登校をはじめとするその学校ならではの取組については、申し訳ございません、今は把握してございません。

人材確保に合わせまして、今学校がどのような形で校内別室指導支援をしているかというのをまずはしっかりと状況把握するというのが最優先だと思っておりまして、その状況調査も実施しており、今後しっかりと学校の様子を見ながら、どういった形が効果的なのかというのはしっかりとと考えていかなければいけないなと思っております。

前田委員 ありがとうございます。私はフリースクールも運営しているのですけれども、今、東京都がフリースクールに事業支援をするという取組がありまして、ちょうど昨晩、その説明会に出ていたのですけれども、それをもらうにはサポートプランというのを書いて出すというのがありますて、子どもに対して三つのサポートの観点があつて、心のサポート、人とのつながりのサポート、あと学びのサポート、大体この三つがいわゆる不登校のお子さんに対してサポートが必要であろうということを東京都は見立てているのだと思うのですけれども、そこに対してどういう支援をしていきますということを書いて出すのです。

同じことがきっと校内別室でもあるのだろうなと思って、気持ち的に外に出るのが難しいお子さんがいたりとか、または人とのつながりが難しくて教室にはいられないけれども、校内別室で少し人とのつながりを取り戻したいとか、他にも授業にちょっとついていけないというお子さんもいたりすると思いますので、こういう子どもたちに対して個別のプランを立てるのはなかなか力が要るといいますか難しいかもしれないのですけれども、ただ特別支援の方でもそういうことをやっていらっしゃるということを聞いたりもしていたので、もしかしたらそういう知見が横展開できたりするのかなと思っています。現実的にどこから始められ

るのか、どこを目標としていくかというところはこれからだと思うのですけれども、できるところから、是非子どもたち一人ひとり、あつという間に卒業してしまうので、来たはいいけれどもよく分からぬうちに出てしまったみたいなことになると、それはそれで悲しいなと思ったりもするので、教育委員会としてどういうコンセプトといいますか、目的を持っていくかというのは、学校にも支援しながら一緒につくっていくといいのかなと思いました。

教育相談担当課長 ありがとうございます。今後の主な対応の5点目にも挙げさせていただきました、事業の目的、役割というのをしっかりと見直す中で、今ご示唆いただいたような三つのサポートですとか、必要なものが何か、学校にとっていいことは何かというのをしっかりと研究してまいりたいと思います。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにございますか。

大川委員 ちょっと1点忘れていたので。このいじめの弁護士と連携した特別授業が今日何回か話題に出ましたけれども、先週、今週かな、和泉学園を見学してきました、そこで担当した弁護士さんと名刺交換させてもらつてお話を伺つたところなのですけれども、その弁護士さん、中堅どころですけれども、その方の知る限りでは、区内全校でこのような授業を展開するのは第一東京弁護士会では初めてだとおっしゃっていました。すごくいいことを、前向きないじめ防止に向けた取組をやっているのですから、もうちょっとアピールしたほうがいいのかなと思いました。

教育人事・指導課統括指導主事 ありがとうございます。アピールについては積極的に発信していくように今準備をしているところで、また6月中旬ぐらいか、アピールできるようにと思っております。併せて、学校にもしっかりと周知していきたいと思います。

庶務課長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項5番について、質疑を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項6番「校庭の安全対策に係る調査結果及び今後の対応について」、学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 杉並区では、令和5年の4月に区立小学校の校庭にランマーカーとして打ち込まれたと思われるくぎによる事故がありまして、

子どもがけがをするといったことがございました。校庭の安全対策に取り組んできたところでございますが、今年の春、3月から5月にかけて、新たに外部委託によりまして鉄製レーキを用いた調査及び除去作業を行いましたので、その結果と今後の対応についてご報告するものでございます。

対象校は基本的には全校としてございます。ただ、令和5年、運用を変えまして、新たにくぎ等は用いないとした以降に改修等をしている学校については除いたということでございます。

発見本数は1,057本ということで、これまでの推移を振り返りますと、令和5年の事故後に行った金属探知機で調査をした時には1万5,000本以上と。それから、昨年の秋、四宮小で見つかったというところを踏まえまして、区職員で同様の調査、鉄製レーキを用いた調査を行いました時には1,056本ということでございますので、今回についてもほぼ同数ということで、大きな減少については見られなかつたということがございます。そのため、引き続き学校による日常の安全点検を徹底するとともに、外部委託による鉄製レーキを用いた調査を定期的に実施しまして、表面近くの異物については確実に除去することで、校庭の安全確保に取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後につきましては、7月から10月にかけて、秋の運動会シーズン前にまた再度鉄製レーキでの表面調査を行いまして、安全確保に万全を尽くしてまいりたいと考えてございます。

私からは以上です。

庶務課長 何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

対馬委員 今のご説明ですと、前回こういうチェックをしてからは、くぎとかを打ち込まないように学校側も多分対応しているはずだと思うのですけれども、にもかかわらず140本とか出る学校が幾つかあったというのは、これはなぜ、前の時に例えればチェックし切れなかつた場所から出てきたとか、そういうことなのでしょうか。

学校整備課長 こちらについては、2月に浜田山小で新たに1本埋めて、Uピンですけれども、取り除いていなかつたといったことは1件見つかつてございますが、それ以外については新たに打ち込んだものとは基本考えてございませんで、一昨年の金属探知機でもかなり見つかっているということを踏まえますと、まだ地中には多くの異物がある可能性があ

るのかなと考えてございます。

特に、昨年の秋につきましては区の職員が本当に手分けをして一氣に人海戦術でやったというところで、多少作業のやり方等もばらつきがあったかもしれませんけれども、今回は業者委託によりまして確実にやつてきたというところで、少し多く見つかったということもあったのかなと思いますけれども、いずれにしても、従前、令和5年度以前に埋め込まれたものがまだ残っている状況が確認できたのかなと考えてございます。

庶務課長 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項6番の質疑を終結いたします。

続きまして、報告事項7番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてご報告いたします。

今回任命されるのは、小中学校計8校、8名となっております。任期は令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間となります。

からの報告は以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、ご意見、ご質問等ないようでございますので、以上で報告事項7番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項8番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、令和7年4月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認につきましてご報告申し上げます。

4月分の合計は30件で、内訳といたしましては、定例、新規の別でございますが、定例30件、新規0件となっております。共催・後援の別では、共催9件、後援21件となっております。

この度の報告では、さきほど申しましたとおり新規は0件でございましたので、今回は事案の概要説明はございません。

からの報告は以上です。

庶務課長 この件に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。こちらもよろしいですか。

では、質問、意見等ございませんので、報告事項 8 番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項 9 番「谷川俊太郎邸関係資料調査について」、引き続き生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 引き続きまして、私から、谷川俊太郎邸関係資料調査につきましてご報告申し上げます。

令和 7 年 3 月に杉並名誉区民となった日本を代表する詩人・谷川俊太郎氏の関係資料につきまして、ご遺族から杉並区への寄贈の意向が示されました。

4 月中旬以降、生涯学習推進課におきまして準備調査を行ったところ、関係資料は蔵書を中心に、創作ノート、原稿、書簡のほか、創作データが収められておりますフロッピーディスクや USB メモリー、ご本人作製の模型飛行機や収集されました古美術まで、その物量は膨大で、10 万点を優に超えるということが判明いたしました。

以上のことから、今後区といたしまして寄贈意向を受けました資料をどのように保存・活用していくかを見極めるため、区議会第二回定例会の予算の議決をもって、建物を含めました速やかな資料調査を下記のとおり実施する予定でございます。

1 番「調査内容」でございます。(1) 創作ノート・書簡・古美術品・収集品等の写真撮影。(2) 各本棚の蔵書を原位置で記録後、本棚ごとに蔵書目録の作成。(3) 各部屋の本棚位置・本棚立面図の作成。(4) 建物の平面図作成。(5) 建物詳細調査でございます。

2 番「調査費用」でございます。学識経験者・文化財ボランティア・大学院生、これは学芸員資格を有している者となります。そういう方への謝礼でございますとか、写真撮影委託、報告書の作成・印刷等の経費を区議会 2 回定例会に補正予算として上程いたします。

3 番「今後のスケジュール(予定)」でございます。この後、6 月から 12 月でございますが、記載のとおり、創作ノート・書簡・古美術品・収集品等の写真撮影、各本棚の蔵書の原位置での記録・目録作成、建物の平面図、本棚の平面・立面図の作成、建物調査を予定しております。

年が明けまして、1 月から 3 月でございますが、関係資料の詳細分析を行いまして、年度内に報告書の作成をいたしたいと存じます。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、何かご意見、ご質問等あればお願ひします。

伊井委員 本当に貴重ないろいろな資料をご提供いただけるということ
で、ありがたいなと思っております。2点お伺いしたいのですが、建物
というのはご自宅ということでしょうかということと、詩人としてのご
活躍の道筋もございますけれども、子どもたちが目にする様々な絵本と
かもあったと思いますし、あと教科書に出ていたものもありますので、
是非児童生徒の学びにつながるような形で、様々な資料について、保存
も含めまして、学びにつながるような何か取組を考えていただけたらあ
りがたいなと思っております。大変だと思いますがよろしくお願ひいた
します。

生涯学習推進課長 建物につきましては、委員おっしゃるとおりご自宅
でございます。制作の場でもございますが生活の場でもございまして、
ご本人様の創作の空間、創作の源泉となったお住まいという認識をいた
しております。

あと、調査後の膨大なご寄贈いただけた資料の今後でございますけれども、幅広い、様々な分野で業績のあった方でございますので、お子さんからご年配の方まで何かその成果を共有させていただける展示のよう
なことができないかというふうには私どもも思っておりますけれども、
ご遺族の意向を確認したいと思っております。

以上でございます。

庶務課長 ほか、よろしいでしょうか。

では、ほかにご意見等ないようでございますので、報告事項9番につ
いて、質疑を終結させていただきます。

報告事項は以上でございます。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いた
しました。

最後に1点ご連絡です。教育委員会定例会における新たな取組として、
教育委員がテーマを提案し、そのテーマについて議論を行うということ
を次回の定例会から試行的に実施をいたします。詳細について、対馬委
員よりご説明をお願いいたします。

対馬委員 それでは、今、教育長がお話しになったことについてご説明
します。

中教審の答申では 2020 年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」としていまして、その後で設置されました有識者会議におきまして、「令和の日本型学校教育」を実現する地方教育行政の在り方ということが議論されております。そこでは、教育委員会会議を活性化するための具体的な方策として、教育委員が会議の議題を自ら提案するという取組も挙げられております。

杉並区におきましても、今年度この教育委員会定例会の場におきまして、委員提案議題として議論を行うという形で試行してみたいということを今考えておりまして、教育長をはじめ、ほかの委員の皆様、事務局の皆様にもあらかじめご賛同を頂いているところでございます。

つきましては、本年度は、今、課題となっている事項などをまず 4 つほど取り上げて、テーマとして見識を深めていければと考えております。

なお、この議論により、何かの結論を出したり明確な着地点を見いだすということまでは想定しているわけではございませんので、議論がまとまらない形になるかもしれません、やってみたいと思いますので、ご了解いただけするとありがたく存じます。

テーマにつきましてですけれども、教育委員会にいろいろな課題はございますが、例えば私は中学校の部活動の地域展開ということを一つのテーマとして取り上げたらどうかと思っているのですけれども、ほかの委員、今教育長を除くと委員は 4 人おりますので、一人一つずつという形でご提案いただければと思うのですが、伊井委員はいかがでしょうか。

伊井委員 私は、社会教育について、中心的にご活躍いただいている社会教育センターはセシオン杉並にあって、ちょっと場所も離れていますので、なかなかこの場で話題に出ることがないので、是非この機会に社会教育、生涯教育であったり、そちらのことを皆さんとお話しできたらなと思っております。

対馬委員 ありがとうございます。

前田委員はいかがですか。

前田委員 いろいろなトピックスがあって、どれも知りたいなと思うのですけれども、特に私は IT の会社におりますので、是非教育の DX とか ICT 推進についてもう少し、今年度結構進める部分もあると思うのですが、より知りていきたいなと思っています。

対馬委員 ありがとうございます。

大川委員はいかがでしょうか。

大川委員 私は、先ほどちょっといじめの報告書でも指摘ありましたけれども、いじめの防止対策、事後の対応も大切ですが、論点を絞って、防止対策のためにどのようなことが考えられるのかというのをこの場でそれぞれの部署を含め、話し合っていきたいと思います。

対馬委員 ありがとうございます。とてもいいトピックが今4つ挙がったなと思うのですけれども、では、テーマは部活動の地域展開が一つ、それから社会教育センターというのがセッションにございますけれども、ここでどんな事業をやっているかということがあまり見えてこない部分もあるということで、それについて一つ、それから先ほどちょっとありましたけれども、教育DX、ICT関係のことで一つ、そして大きな課題としていじめ問題の中で、防止の辺りにスポットを当てて、防止対策ということについて一つということで、取りあえずこの4つのテーマを試行的にやってみたいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

対馬委員 それでは、早速次回の定例会から1テーマごとに順番に議論していきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。事務局の皆様も準備があるかと思いますが、お手数おかけするところもあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

各テーマにおいて、私どもも少し勉強して臨みたいと思いますので、用意してもらいたい資料とかがありましたら事務局で用意していただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

では、どんな資料を用意してもらいたいかということはそれぞれの1回前の定例会でお願いすればよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

資料につきましては、新しくつくっていただくというよりも、既存の資料の中からこれ読んでおいてねというようなものがありましたら是非見せていただければと思います。

では、早速次回は部活動の地域展開ということで進めてよろしいでしょうか。

改めて、現状と課題を把握していきたいと思いますので、部活動に関して、国が示す方向性に関する資料と、杉並の過去から現在の部活動の取組の紹介であったり課題等が分かるような資料がありましたらご用意

いただけますと助かります。

まず、試行として実施していきたいと思いますので、試行錯誤ということで、変更点がありましたら、また私たちも考えますし、皆さんからもご意見いただければと思います。

教育長 ありがとうございます。次回からどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、庶務課長、連絡事項がございましたらお願ひします。

庶務課長 今後の教育委員会定例会でございますけれども、区議会のスケジュールの関係から、6月前半は休会とさせていただきまして、次回は6月25日水曜日、午後2時からを予定してございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。